

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月10日
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 レン・イー・ハン (Lian Yih Hann)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス ドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神谷 光弘
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600
【事務連絡者氏名】	弁護士 熊木 明、西 理広
【連絡場所】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2014年10月7日開催の当社の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年10月7日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 全ての株主への配当を資本剰余金の中から、また2014年8月21日現在の資本剰余金の残高356,549,893米ドルを上限として支払うこと及び配当に関する条件及び要項を取締役に一任することの承認の件

2014年8月21日現在の資本剰余金の残高356,549,893米ドルを上限として株主に対する配当を支払うこと及び配当に関する条件並びに要項を取締役に一任する。但し、当社が配当を支払う時点において、配当に関するケイマン諸島の会社法の規定を満たしていることを必要とする。

第2号議案 授權資本を50,000,000香港ドルから200,000,000香港ドルに増加することに関する承認の件

授權資本を2,275,000株の普通株式及び225,000株の優先株式からなる50,000,000香港ドルから、6,825,000株の普通株式及び675,000の優先株式を増加させ、合計で9,100,000株の普通株式及び900,000株の優先株式からなる200,000,000香港ドルを取締役会の判断で機動的に発行することができるようにする。

第3号議案 当社株式の額面額を変更することに関する承認の件

額面20香港ドルの払込済株式の額面を1株あたり19.99香港ドル減額し、1株あたり払込済額面を0.01香港ドルとすることにより、発行済普通株式の株式資本を45,499,995.80香港ドルから22,750.00香港ドルに、また発行済優先株式の株式資本を4,500,000.00香港ドルから2,250.00香港ドルにそれぞれ減額し、当該減額分を発行可能株式資本として、額面0.01香港ドルの新たな株式の発行を可能とする。但し、発行済株式の額面の減少は、()当該額面の減少がケイマン諸島の一般裁判所にて許可されること()ケイマン諸島における会社登記局により、当該額面の減少に関する裁判所の許可及び会社法上の額面の減少の要件を記す裁判所が承認した株主総会の議事録が登記されること、及び()裁判所が当該額面の減少に関して課す条件等に従うことを前提とする。また、第2号議案による授權資本の拡大が承認されることを条件として、発行済株式の額面の減少とあわせて、1株につき額面20香港ドルの未発行の発行可能株式を額面0.01香港ドルの2,000株に変更し、授權株式を総額200,000,000香港ドル、額面0.01香港ドル18,200,000,000株の普通株式及び額面0.01香港ドル1,800,000,000株の優先株式に変更し、一株あたりの額面価額を減少する。なお、発行済株式の額面の減少により生じる資本金の減少額は、当社の資本剰余金に振り替える。

第4号議案 株式の権利に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

優先株式の償還に関する条件、方法及び価格についての決定権限を取締役員にも与える。

第5号議案 辞任する取締役及び情報に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

附属定款67条(3)項で言及されている附属定款「第66(3)項」を「第66条(5)項」に修正し、附属定款143条(1)項で言及されている附属定款「定款第144(2)項」を「第143条(2)項」に修正する。

第6号議案 議事録に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件

議事録は当社の本営業所又はいずれかの事業所において備置するように変更する。

第7号議案 配当及びその他の支払に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件
配当に関する一定の事項を普通決議で決定できることとする。

第8号議案 会計記録に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件
附属定款第127条及び128条における参照条文の誤りを修正する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	850,400	292,944	-	(注1)	可決(74.4%)
第2号議案	910,950	232,394	-	(注1)	可決(79.7%)
第3号議案	850,851	292,493	-	(注1)	可決(74.4%)
第4号議案	850,203	293,141	-	(注1)	可決(74.4%)
第5号議案	850,778	292,566	-	(注1)	可決(74.4%)
第6号議案	850,512	292,832	-	(注1)	可決(74.4%)
第7号議案	850,522	292,822	-	(注1)	可決(74.4%)
第8号議案	850,768	292,576	-	(注1)	可決(74.4%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する2名以上の株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。但し、第3号議案のうち、未発行株式の額面の減少に関する部分については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

以上